

# 育児休業後の職場復帰による保育所等の入所を希望される方へ

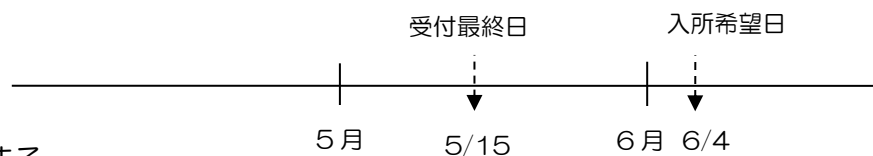
## ①保育所等の利用希望日と受付期間について

- ・ 育児休業を取得された方の利用開始日は、通常であれば職場復帰日となりますが、慣らし保育を希望される場合は、育児休業終了日から遡って最大6日前（日・祝日除く）からの利用希望ができます。
- ・ 利用希望申込の受付期間については、利用希望月の前月15日（※1）までです。

（※1）育児休業明けの場合の受付期間の例

6月4日 復職日（育児休業が6月3日まで）の場合

○慣らし保育を希望しない



○慣らし保育を希望する



慣らし保育は「入所」の取り扱いになりますので、慣らし保育を含めた利用開始日が入所希望日になります。また、慣らし保育期間は保育料も発生しますのでご注意ください。（月途中から入所が決定した場合の保育料は、月額の日割りで計算します。）

## ②提出書類について

- ・ 「利用のしおり」に記載のとおり、勤務証明書及び育児休業等証明書（育児休業給付金支給決定通知書等の育休取得が確認できる書類も可）の提出が必要（※2）となります。
- （※2）「育児休業」とは、育児休業法に基づく休業のことをいい、それ以外の休業期間については育児休業としての取扱いができませんのでご注意ください。

### ●利用希望日に入所ができず育児休業を延長される方へ

- ・ 利用希望日に入所ができなかった方には、利用希望月（慣らし保育を含めた利用希望日の属する月）の初日付けで、「保育施設利用待機通知書（※3）」を発行します。
- （※3）「保育施設利用待機通知書」の発行は、当初の利用希望月に1回のみ行います。随時発行は行っておりませんのでご了承ください。
- ・ 育児休業期間延長の手続きにおいて、市が発行する「保育施設利用待機通知書」が必要と確認していますが、詳しくは各担当機関（公共職業安定所等）へお問い合わせください。